

レセ電通信調 30006 号  
平成 30 年 4 月 16 日

レセプト電算処理調剤システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部

記録条件仕様の改正等に伴う「レセプト電算処理システム  
電子レセプトの作成手引き（調剤）」の変更について

記録条件仕様の改正等に伴い、支払基金に請求する電子レセプトに係る「レセプト電算処理システム 電子レセプトの作成手引き（調剤）」（以下「手引き」という。）の平成 28 年 7 月版において解説している記録内容と、平成 30 年 5 月請求以降分のチェック仕様が相反する取扱いとなることから、下記のとおり手引きを変更しますのでお知らせします。

なお、手引きにおける当該箇所の修正は、平成 30 年 7 月版において行います。

おって、改正等に伴い、他の箇所にも変更が生じますが、記録方法に大幅な変更が生じる場合を除き、平成 30 年 7 月版としての変更及び支払基金ホームページへの掲載を予定しておりますのでご了承願います。

記

1 記録条件仕様の変更内容

調剤情報レコードの「分割調剤」の「前回までの一包化日数」項目について、「前回までの一包化を行った数量 “1” 以上」を記録する。」旨が明記されました。

2 チェック仕様の変更内容

当該項目に記録がある場合は、“1” 以上の値であること。（L2 エラー）

なお、チェック仕様の詳細は、レセ電通信調 30004 号の記の 1 の項番 3 を参照願います。

3 手引きの変更箇所及び内容

前 1 の変更に伴い、手引き平成 28 年度 7 月版第 6 章の 2 の (48) 前回までの一包化日数（分割調剤）（20 ページ）のアの例 3 「2 回目で初回は一包化しなかった場合」について、次のとおり取扱いを変更します。

変更前	変更後
「0」と記録します。	記録を省略します。